

## 公的資格取得支援制度運用規程

### 第1条（目的）

この規程は、社員の能力向上や自己啓発の促進を目的とする公的資格取得に関する支援制度の運用に関する内容を定めたものである。

### 第2条（対象資格）

本規程の対象となる公的資格は、会社が業務に関連するとして指定した以下の公的資格とする。

### 第3条（支援制度内容）

公的資格の取得に向けた支援制度は以下のとおりとする。

試験日における特別有給休暇の付与

受験費用の補助

合格祝金の支給

### 第4条（試験日における特別有給休暇の付与）

第2条に定める公的資格の受験日が当社の所定労働日に当たる場合については、特別有給休暇を付与する。但し、この特別有給休暇の付与は対象資格につき1回とする。

### 第5条（受験費用の補助）

第2条に定める公的資格を取得した際には、その受験費用相当額を会社が支給する。なお、ここには講習や通信教育の受講料、試験会場までの交通費などは含まない。

### 第6条（合格祝金の支給）

第2条に定める公的資格を取得した際には、以下の合格祝金を支給する。

第2条第 号から 第 号までの公的資格 円

第2条第 号から 第 号までの公的資格 円

第2条第 号から 第 号までの公的資格 円

## 附 則

この規程は、 年 月 日から実施する。